

獣害対策事業補助基準

(1) 獣害防除用 防護柵等設置整備事業

対象事業	採択基準		補助率	申請者	申請方法	備考
サル、シカ、イノシシ等による農作物の被害防除のために設置する施設(電気柵、金網柵等)の設置費用のうち、その材料費の一部を補助する。	田	①受益戸数2戸以上かつ受益面積300a以上の団地化された圃場	80%	団体又は個人	自治会長又は農家組合長等を通じて要望書を提出	○過去10年間に公費による補助を受けて柵を設置した区域は除く ○田畑を金網柵やフェンス等で囲う場合は、1mあたり事業費で800円以内
		②受益戸数2戸以上かつ受益面積50a以上の団地化された圃場	60%			
		③上記以外の圃場	40%			
	畑	①受益面積10a以上の団地化された畑地(市場へ出荷またはいなべ市内の農産物直売所に納入する農家で出荷証明等があること)	60%			
		②受益面積1a以上10a未満の畑地	40%			

(2) 獣害防除用 檻作製等事業

対象事業	採択基準	補助率	申請者	申請方法	備考
サル、シカ、イノシシ等による農作物の被害防除のために檻を作製または購入する場合、その原材料または購入費用の一部を支給する	サル・イノシシの檻は幅1m×高さ1m×長さ1.8mを基準とし、その他は適宜判断	90%	自治会、団体(農家組合・森林組合等)	自治会長を通し要望書を提出	○集落や農家組合が作製及び所有し、有害鳥獣駆除の捕獲許可を受けた者(わな猟免許を所有し、わな保険に加入している者)が設置及び管理を行う場合 ○補助対象額は10万円を上限とする ○自治会単位で申請は年間2台まで
		50%	個人		○集落や農家組合から依頼された有害鳥獣駆除の捕獲許可を受けた者(わな猟免許を所有し、わな保険に加入している者)が作製及び管理を行う場合 ○補助対象額は10万円を上限とする ○同一人の申請は年間2台まで

(3) 獣害駆逐用煙火購入事業

対象事業	採択基準	補助率	申請者	申請方法	備考
サル等による農作物の被害防除のために追払い用煙火を購入する場合、その購入費用の一部を支給する	動物駆逐用煙火	50%	自治会、団体(農家組合・森林組合等)	自治会長を通し要望書を提出	○補助対象額は10万円を上限とする ○同一地区の申請は年200本までを上限とする